

第1章 計画の基本的な考え方

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

箕面市では、平成6年度(1994年度)以来「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)(以下、「長期計画」という。)」及び「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現在、平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする「第3次長期計画」の計画期間中で、同計画の推進にあたっては、障害の有無、年齢、性別等に関わりなく、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという、「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としています。

国においては、平成21年度(2009年度)以降、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が行われ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定により、一通りの国内の障害者制度の充実がなされ、平成26年1月に障害者権利条約の批准が行われました。

平成29年には「児童福祉法」が改正され、障害児福祉計画の策定が義務づけられたほか、近年では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」という。）」の制定、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「障害者雇用促進法」という。)」の改正、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の制定などが進み、障害者施策のさらなる

第1章 計画の基本的な考え方

充実が図られています。

以上のような状況をふまえて、本市における障害福祉サービス及び障害児支援の見込量とその確保のための方策、また分野別施策の具体的方向性などを明らかにするために、令和3年度(2021年度)からの3年間を計画期間とする「第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画(以下、「第6期計画」という。)」を策定します。

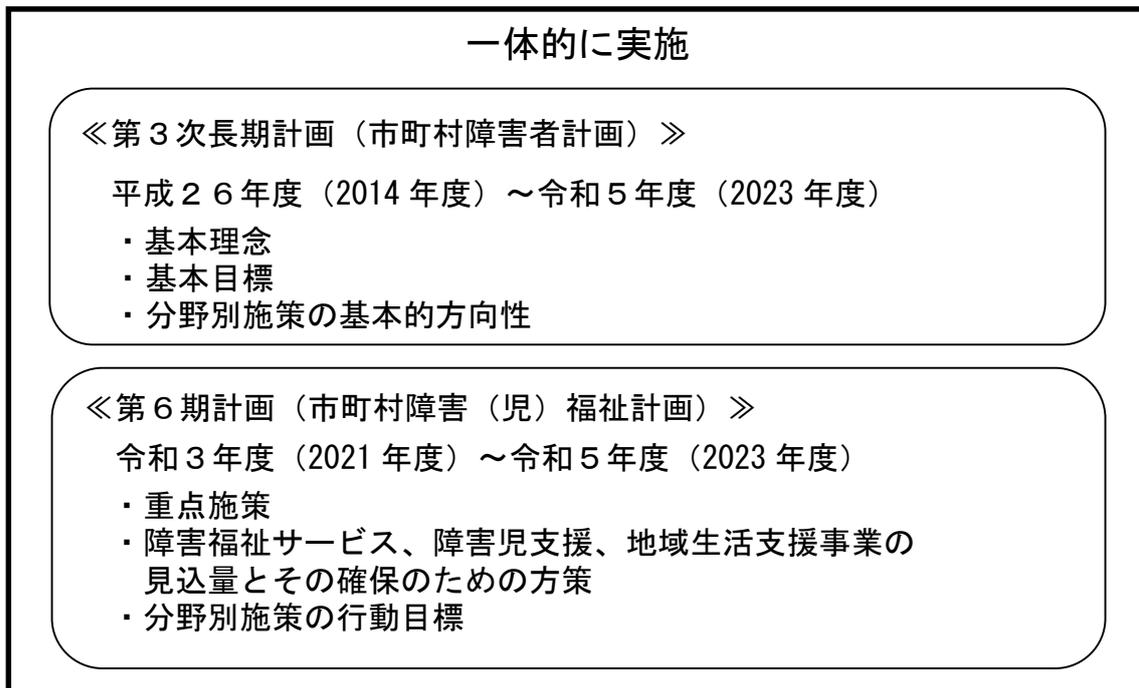
(2) 計画の位置づけ

① 計画の構成及び法的位置づけ

長期計画は、障害者基本法第11条に定める「市町村障害者計画」にあたり、本市の障害施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の基本的な方向性や取り組むべき施策を示す計画です。

第6期計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」にあたり、長期計画をふまえ、3年間に達成すべき数値目標、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量、その見込量の確保のための方策及び障害施策の具体的方向性などを示すものです。

■第3次長期計画と第6期計画の構成



■根拠法令抜粋

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(中略)

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(中略)

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第1章 計画の基本的な考え方

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第33条の21 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

② 関連計画との連携

第6期計画は、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方、及び本市の障害者の状況をふまえて策定しています。

また、「第五次箕面市総合計画」の基本的方向性等に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「地域福祉計画」等、関連のある諸計画との整合性を確保し、相互に調和を保った内容としています。

(3) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間です。

■計画期間

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
長期計画	第3次障害者市民の長期計画									
障害福祉計画	第3期計画	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		

(4) 計画の策定体制

① 計画策定のための審議会等

第6期計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会（以下、「審議会」という。）」に諮問を行いました。

審議会の審議・検討にあたり、「箕面市障害者市民施策推進協議会」では、障害当事者を含む公募市民、市内障害者団体及び関係機関等の構成員により、第6期計画の内容に関する活発な議論をしていただきました。

第1章 計画の基本的な考え方

また、「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業所、就労支援事業所、関係機関及び市内障害者団体等の構成員により、地域の基盤整備や課題解決等を行政とともに進める立場から、多くのご意見をいただきました。

「箕面市支援連携協議会」等、障害児支援に関わるネットワーク会議においても、保護者会代表、教育、福祉、保健、医療、労働の関係機関の構成員等から、ご意見をいただきました。

さらに、庁内の体制として、健康福祉部のみならず、雇用、教育、建築、住宅、防災等の関係部局の意見聴取等を行いました。

これらの意見等をふまえ、審議会において慎重に審議した上で、パブリックコメントを実施し、最終的にとりまとめられた答申を尊重し、第6期計画を策定しました。

② 市民参加と広報

第6期計画の策定にあたっては、箕面市市民参加条例（平成9年）等の趣旨をふまえ、「箕面市障害者市民施策推進協議会」等において、障害当事者を含む市民の参加を得ることにより、地域の実情や障害者のニーズを的確に把握することに努めました。

また、「箕面市パブリックコメント手続に関する指針」に基づくパブリックコメントの実施により、市民の意見・提言を反映することに努めました。

2 基本理念・目標

第6期計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、長期計画で掲げている、本市の障害施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念・基本目標等の実現に向けて、諸施策に取り組み、あわせて障害福祉サービスの等の提供に努めることとします。

■「第3次箕面市障害者市民の長期計画」の基本的な考え方

基本理念

箕面市では、平成5年（1993年）に「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例（平成8年）、箕面市まちづくり理念条例（平成9年）及び箕面市人権のまち条例（平成15年）を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。

「ノーマライゼーション」及び「インクルージョン」の考え方、すなわち「すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを進める」という考え方は、障害者市民施策にとどまらず、まちづくり全体の課題であるという認識に立ち、「第3次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とします。

基本目標

- ① 誰もが排除されることなく、地域で共生する社会（インクルーシブ社会）の実現

「合理的な配慮」によって社会的障壁が取り除かれ、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が排除されることなく、学び、働き、豊かに暮らすことのできる「インクルーシブ社会」の実現をめざします。

- ② 自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進
- 障害者が生涯にわたり、安定的かつ継続的な生活を営むためには、自己選択・自己決定に基づく当事者本位の支援が重要です。こうした個々の支援の積み重ねは、地域社会全体の「ノーマライゼーション」へとつながります。

障害者に係るすべての施策において、障害者の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開と、社会環境整備の推進に努めます。

分野別施策の基本的方向性

- ① 生活環境の整備
- ② 雇用・就労の充実
- ③ 福祉サービスの充実
- ④ 保健・医療の充実
- ⑤ 療育・教育の充実
- ⑥ 権利擁護施策の推進
- ⑦ スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実
- ⑧ 推進基盤の整備

3 重点施策

第6期計画における重点施策は、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、長期計画の策定に際し、審議会から提出された答申・附帯意見に基づき、以下のとおり取り組むこととします。

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化はもとより、親の高齢化も喫緊の課題であり、「親亡き後」に関する不安の声は切実です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、基幹相談支援センターを核とした相談支援や、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、医療機関との連携強化など、子どもから大人になるまでの切れ目ない支援を行うための環境整備を進め、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

(2) 権利擁護施策の推進

障害者差別解消法に基づき、市が行うすべての施策において合理的配慮が盛り込まれるよう、引き続き市全体で障害特性に応じた情報保障等の必要な環境整備に努めます。相談については、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、相談支援事業所とも連携を図りながら対応にあたります。また、「大阪府障がい者差別解消条例」の改正もふまえ、大阪府や関係機関と連携を図りながら、事業者への周知・啓発を進めます。

同法が施行されて4年が経過し、社会全体でさまざまな取組が進められてきましたが、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。障害の有無に関わらず、多様性を認め合いともに生きていく差別のない共生社会の実現に向けて、広く市民に対しても障害者理解のための啓発に取り組んでいきます。

また、成年後見制度については、引き続き関係機関との連携を図り、制度の周知・利用促進に努めるとともに、継続性を確保した法人後見体制の整備を進めます。

(3) 就労及び日中活動の場のあり方についての取組

市がこれまで取り組んできた、障害者の就労に関する理念をふまえ、「障害者優先調達推進法」及び「箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」に基づく市独自の取組や、作業シェアによる業務委託の拡大に向けた検討を進め、引き続き賃金・工賃の向上をめざします。

また、生活面から就労までの一貫した支援を行うとともに、職場実習の機会拡大などに取り組み、自立した生活に向けた取組を進めます。

そして、重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、市立施設を核とする基盤整備を進め、地域資源の充実が進むよう、さらなる取組を進めます。

■障害福祉計画の策定に関する国の基本指針（抜粋）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号)

基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援
- ④ 協議会の設置等

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - (二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
 - (三) 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備